

福岡市競争入札参加資格審査申請等に関する要領

制定 令和元年7月29日

(趣旨)

第1条 この要領は、福岡市契約事務規則（昭和39年規則第16号）第2条、第3条及び第4条、福岡市水道局契約事務規程（昭和49年企業管理規程第10号）第2条、第3条及び第4条及び福岡市交通局契約事務規程（昭和49年企業管理規程第10号）第2条、第3条及び第4条（以下「規則等」という。）並びに福岡市契約事務規則の特例を定める規則、福岡市水道局契約事務規程の特例を定める規程及び福岡市交通局契約事務規程の特例を定める規程（以下「特例規則等」という。）に規定する競争入札参加者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格審査申請（以下「申請」という。）、資格審査及び競争入札有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）の作成等（規則第21条において準用する場合を含む。）に関する必要な事項について定めるものとする。

(競争入札参加資格)

第2条 市長、水道事業管理者及び交通事業管理者（以下「市長等」という。）は、規則第2条第1項から第3項に規定する競争入札参加者の資格（参加資格）については、福岡市契約事務取扱規程第4条第1号、福岡市水道局契約事務取扱要綱第4条第1号及び福岡市交通局契約事務取扱要綱（以下「規程等」という。）第4条第1号の規定に基づき、同規程等第3条に規定する入札参加資格等審査委員会の審議結果に基づき、決定するものとする。

(申請の受付)

第3条 市長等は、規則等第3条に規定する申請は期間を定めて3年ごとに定期に受け付けるものとする。

2 市長等は、前項の規定にかかわらず、定期の申請受付とは別に1年ごとに期間を定めて追加の申請受付を行うものとする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に規定する特定調達契約の締結が見込まれるときの申請又は有資格者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときの再度の申請については、随時に受け付けるものとする。

(1) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがあった後に同法の規定による更生手続開始又は更生計画開始の決定を受けたとき（工事の有資格者にあつては、更生手続開始又は更生計画認可の決定の日以後を審査基準日とする経営事項審査を受けたものに限る。）。

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがあった後に同法の規定による再生手続開始又は再生計画開始の決定を受けたとき（工事の有資格者にあつては、再生手続開始又は再生計画認可の決定の日以後を審査基準日とする経営事項審査を受けたものに限る。）。

3 前2項に規定する申請の受付は、インターネットを利用した福岡市競争入札参加資格審査申請システムにより画面上のフォームに必要事項を入力させ、送信させたいえ、別に定める書類を受け渡し記録の残る信書便により提出させるものとする。ただし、前項ただし書きに係る申請及び市長等が特に必要があると認めるときは、競争入札参加資格審査申請書及び別に定める書類を提出させるものとする。

4 申請は、別に定める申請区分業種一覧に定める申請区分業種について希望順位を付して3業種まで申請することができるものとする。

(参加資格の審査)

第4条 市長等は、第2条に規定する参加資格については、前条第3項の提出書類等により審査するものとする。

(等級区分の格付け)

第5条 市長等は、参加資格の認定にあたっては、規程等第2条の規定によるものとし、同規程等別表第2の請負契約については、同表の予定金額の欄に価格の区分に応じ、別に定める福岡市工事競争入札参加者等級格付け要領、福岡市水道局工事競争入札参加者等級格付け要領及び福岡市交通局工事競争入札参加者等級格付け要領に基づき、各等級へ格付けを行うものとする。

(参加資格の認定)

第6条 市長等は、資格審査の結果、参加資格を有すると決定したときは、インターネットを利用した福岡市競争入札参加資格審査申請システムにより、申請者に認定結果について通知するものとし、有資格者名簿に登載するものとする。

2 市長等は、資格審査の結果、参加資格を有しないと決定したときは、競争入札参加資格不認定通知書により、申請者にその旨を通知するものとする。

(参加資格の有効期間)

第7条 前条第1項の規定する参加資格の有効期間は、同項の規定により有資格者名簿に登載した日から第3条第1項の規定に基づく次回の定期の申請受付に係る認定日の前日までの3年間とする。

2 第3条第2項の規定による参加資格の有効期間は、前条第1項の規定により有資格者名簿に登載した日から前項で定める有効期間が終了する日までとする。

(申請事項変更等の報告義務)

第8条 有資格者名簿に登載された者は、別表1に掲げる申請事項に変更があったときは、速やかにインターネットを利用した福岡市競争入札参加資格審査申請システム又は変更届(別記様式)により、別表1に掲げる書類を添付の上、市長等に届け出なければならない。

2 申請後又は有資格者名簿登載後、福岡市競争入札参加停止等措置要領別表第1、第2又は第3に該当する事実が発生した者は、ただちに市長等にその旨を届出なければならない。

(登録の承継)

第9条 市長等は、有資格者名簿に登載された者が合併又は会社分割等により名簿に登載された者の事業を承継したときは、次の各号のいずれかに該当することとなった場合に限り登録の承継を承認するものとし、別に定めるところにより、速やかに届け出させるものとする。

(1) 相続により法定相続人が事業の一切を相続又は生前贈与を受けるとき

(2) 名簿に登載された個人事業主が、当該個人を代表とする法人を設立し、その事業の一切を譲渡し、当該事業を譲受した法人が当該事業に係る競争入札参加資格の地位を承継しようとするとき

- (3) 法人が解散し、当該法人の代表役員がその事業の一切を譲り受け、個人事業主となったとき
- (4) 名簿に登載された法人を吸収合併した法人又は当該法人を当事者とした新設合併により設立された法人に承継し、有資格者の法人が消滅したとき
- (5) 会社分割により事業の全部又は一部を新たに設立した法人又は既存の法人に承継したとき
- (6) 事業譲渡により事業の全部又は一部を譲り受けたとき

(参加資格の辞退の届出義務)

第10条 有資格者名簿に登載された者が、次に掲げる事項に該当したときは、速やかに競争入札参加辞退の届出をしなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の各号のいずれかに該当したとき
- (2) 営業の全部又は一部を廃業したとき
- (3) 有資格者が名簿に登載された「申請区分業種」に係る営業に必要な許可・免許・登録等を有しなくなったとき
- (4) その他、以後の入札への参加を辞退するとき

2 市長等は、前項の届出があった場合には、必要に応じ、競争入札参加資格の全部または一部を取り消すものとする。

(競争入札参加資格の取消し等)

第11条 市長等は、有資格者名簿に登載された者が、次に掲げるいずれかの事項に該当することとなったときは、入札参加資格等審査委員会において審議を行い、必要に応じ、参加資格の認定を取り消すことができる。ただし、参加資格の認定を取り消す場合において、当該取り消し事由が福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止措置に該当する場合にあっては、措置を行った上で、認定を取り消すものとする。

- (1) 申請において虚偽の申請をしたことが明らかになったとき
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することが明らかになったとき
- (3) 営業の全部又は一部を廃業したことが明らかになったとき
- (4) 有資格者が名簿に登載された「申請区分業種」に係る営業に必要な許可・免許・登録等を有しなくなったことが明らかになったとき
- (5) 福岡市競争入札参加停止等措置要領別表第3に該当したとき
- (6) 競争入札に参加しようとする契約に係る「申請区分業種」の必要な資格である許可・免許・登録等に必要な要件を欠くこととなったことを知りながら、当該申請区分業種に係る競争入札に参加し、又は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号第1号に規定する見積に応じ、若しくは同項第2号及び第5号から第9号までに規定する随意契約の相手方となったことが明らかになり、市長等が、極めて悪質であると認めたとき
- (7) 第8条に規定する申請事項の変更の届出をしないとき

2 共同企業体が前項に規定する参加資格の取消事由のいずれかに該当したときは、入札参加資格等審査委員会において審議を行い、必要に応じ、当該共同企業体の構成員である有資格者名簿に登載された者（明らかに当該事実について責めを負わないと認められる者を除く。）の参加資格の認定を取り消すことができる。

3 市長等は、前2項の規定に基づき参加資格を取り消したときは、遅滞なく当該有資格者に通知するものとする。

4 第1項及び第2項の規定に基づき競争入札参加資格の取消しを受けた事業者は、次の各号に定める期間、新たな競争入札参加資格審査申請を行うことができないものとする。

(1) 第1項第1号及び第2号（地方自治法施行令第167条の4第1項に該当することが明らかになったときを除く。）又は同項第5号及び第6号の規定による取消 競争入札参加資格の取消をした日から3年間

(2) 第1項第3号及び第4号による取消 競争入札参加資格の取消をした日から次回の定期又は追加の競争入札参加資格審査申請までの期間

（事業協同組合等に係る資格審査の特例）

第12条 市長は、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けた組合については、別に定めるところにより等級区分の格付けを行うものとする。

（その他）

第13条 定期の申請において継続して申請を行わなかった者及び第10条又は第11条の規定に基づき競争入札参加資格の全部を取り消された者による次回の申請は、新規の申請として取り扱うものとする。

附則

この要領は、令和元年8月1日から施行する。

別表

添付書類等 変更項目		商業登記簿謄本(写し可) 〔法人のみ〕	委任状	法人市民税に係る法人等の 設立申告書・異動の届 出書の写し	建設業の許可に係る変更 届書(様式第二十二條の 二)の写し	許可証明書等	使用印鑑の持参	備考	
									郵便番号
本店情報	郵便番号								
	商号・名称	◎	○						
	所在地	◎	○	▲	△			個人の場合は、住 民票か住所を確認 できる書類	
	代表者役職名		○						
	代表者氏名	◎	○		△				
	電話番号								
	FAX番号								
支店情報 (代理人)	郵便番号								
	支店・営業所名		○		△				
	所在地		○	▲	△	● *新規 委任の 場合		支店等の許可等の 状況が確認できる 書類	
	代理人役職名		○						
	代理人氏名		○		△				
	電話番号								
	FAX番号								
印鑑・許可等	代表者印鑑(実 印)								
	使用印鑑		○				◎	持参できない場合は別 途「使用印鑑の変更に ついて」を提出	
	許可等の取得・ 変更・喪失				△	●			
	組織(資格承継)	「個人から法人に変更」、「法人の合併・分割」等による組織変更については、契 約監理課へ直接ご相談ください。							
	役員	◎	「役員情報 変更届」に記入の上、提出してください。						
	資本金	◎							
	その他								

◎：全ての場合 ○：代理人を置いている場合 ●：営業に関し許可等が必要な場合

▲：新たに福岡市内に所在地を移す場合 △：工事の登録がある場合

変 更 届

下記のとおり、競争入札参加資格登録の内容に変更があったので届け出ます。

(届出日) 令和 年 月 日

(届出人は代表者(本社、本店等)を記入、変更後の内容を記入)

あ て 先	福 岡 市 長	届 出 人	所在地	業 者 番 号	
	福岡市水道事業管理者		商号又は名称		実印 (代表者印)
	福岡市交通事業管理者		代表者 職・氏名		

1 業種区分 (認定業種を記入してください) **2 変更区分** (変更する項目の番号を○で囲んでください。)

工事	1位		2位		3位		代表者(本社、本店等)	代理人(支店、営業所等)	印鑑、許可等	
							1 郵便番号	11 郵便番号	21 代表者印鑑	
委 託	1位					2 商号・名称 ※	12 商号・名称 ※	22 使用印鑑 ※		
	2位					3 所在地 ※	13 所在地 ※	23 許可の取得・変更 ※		
	3位					4 代表者役職名	14 代理人役職名 ※	24 組織(資格承継) ※		
物 品	1位					5 代表者氏名 ※	15 代理人氏名 ※	25 役員(別様式で提出)		
	2位					6 電話番号	16 電話番号	26 資本金 ※		
	3位					7 FAX番号	17 FAX番号	27 その他		

※の変更事項は添付書類が必要です(裏面参照)

3 変更内容 (変更事項には「2変更区分」の変更事項をご記入ください。)

番号	変更事項	変 更 前				変 更 後			
5	代表者氏名	氏名 ※変更が無い場合は空欄にしてください。				(フリガナ)		生年月日	
						氏名		性別	
15	代理人氏名	氏名 ※変更が無い場合は空欄にしてください。				(フリガナ)		生年月日	
						氏名		性別	
* 印 鑑 【注意】 この欄は、印鑑変更を行う場合(番号21, 22)のみ押印してください		代表者印鑑/実印		使用印鑑/登録印		代表者印鑑/実印		使用印鑑/登録印	

印鑑カード

※裏面の記載上の注意事項を良く読んで記入してください。

契 約 監 理 課 財 政 局	課 長	係 長	係 員	電算入力日

上記のとおり届出があったので変更してよろしいか。

【注意事項】

1. 添付書類が必要な場合（下記以外にも必要に応じて提出書類をお願いする場合があります。）

添付書類等 変更項目	商業登記簿謄本 (写可) 〔法人のみ〕	委任状	出書の写し 申告書・異動の届 法人市民税に係 る法人等の設立	建設業の許可に かかる変更届書 (様式第二十二 の二)の写し	許可証明書等 (写可)	使用印鑑の持参	備考
2 本店 商号・名称	◎	○					個人の場合は、住民票か住所 を確認できる書類
3 本店所在地	◎	○	▲	△			
4 代表者役職名		○					
5 代表者氏名	◎	○		△			
12 支店、営業所 等商号・名称		○		△			
13 支店、営業所 等所在地		○	▲	△	△ ※新規委 任のみ		新規委任：支店等の許可状況 が確認できる書類
14 代理人役職名		○					
15 代理人氏名		○		△			
22 使用印鑑		○				◎	持参できない場合は別途「使用 印鑑の変更について」を提出
23 許可の取得・ 変更・喪失				△	●		許可通知書、許可証の写しで も可
24 組織 (資格承継)	※下の枠囲み内をご参照ください。						
25 役員	◎	別様式「変更届（役員情報）」に記入のうえ提出してください。					
26 資本金	◎						

◎：全ての場合 ○：代理人を置いている場合 ●：営業に関し許可等が必要な場合
▲：新たに福岡市内に所在地を移す場合 △：工事に登録がある場合

※組織の変更(登録資格の承継)の場合

「個人から法人(株式会社等)に変更」、「法人会社の合併・分割」等による組織変更については、契約監理課窓口へ直接ご相談ください。

(有限会社から株式会社への変更は、「2 代表者商号・名称」の変更と同じ手順でお届けください)

2. 記載上の注意事項

- 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類の記載事項に変更があった場合は、遅滞なく届けてください。
- 所在地、商号又は名称、代表者氏名、代表者印鑑等に変更があった場合の届出人は、新事項（変更後）で記入してください。
- 変更事項は明りょうに記入し、また、印鑑は鮮明に押印してください。
※使用印鑑を変更する場合は、できる限り**変更後の使用印鑑を持参してください。**
持参できない場合は、別途、「**使用印鑑の変更について**」を提出してください。
- 「業者番号」が不明な場合は、下記で検索して記入してください。
※福岡市契約課ホームページ (<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/>) > 入札・契約情報 > 登録業者名簿検索
- 年間委任をした代理人（支店、営業所等）に変更があった場合も届け出てください。
- 共同企業体の代表者となっている場合は、別に共同企業体としても届け出てください。
- 変更事項が多数ある場合は、変更届を複数枚お使い下さい
- 商号又は名称などの変更に伴い、本市に届出している振込先預金口座の名義人等が変更になる場合は、「福岡市登録業者の口座登録(変更)届」（財政局契約監理課に用意しています。または福岡市契約課トップページよりダウンロードできます。）にて届け出てください。

3. 水道局・交通局への申請について

変更に伴う特段の申請は必要ありません。（JVの場合はそれぞれに届け出てください。）

役員情報 変更届

下記のとおり、競争入札参加資格登録の内容に変更があったので届け出ます。

(届出日)令和 年 月 日

(届出人は代表者(本社、本店等)を記入)

あて先	福岡市長	届出人	所在地	実印(代表者印)	業者番号
	福岡市水道事業管理者		商号又は 名称		
	福岡市交通事業管理者		代表者 職・氏名		

1. 業種区分(認定業種を記入してください)

工事	1位	委託	1位	物品	1位
	2位		2位		2位
	3位		3位		3位

2. 変更内容 [添付資料]商業登記簿謄本(写し可)※法人のみ

変更区分	氏名(漢字)	氏名(フリガナ)	生年月日	性別
削除 追加			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男・女
削除 追加			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男・女
削除 追加			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男・女
削除 追加			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男・女
削除 追加			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男・女
削除 追加			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男・女
削除 追加			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男・女
削除 追加			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男・女
削除 追加			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男・女

【フリガナ等の修正の場合】修正前の内容を「削除」、修正後の内容を「追加」として2行を使用してください。

[注意事項]

- ①代表者及び代理人の変更のときは、別様式「変更届」を提出してください。
- ②役員等とは、株式会社・有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人・協同組合・協業組合の理事(監査役、監事、合資会社の有限責任社員、事務局長などは含まない。)、代理人(支店等に委任する場合の支店長等)をいいます。
- ③役員等の情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用します。
- ④水道局・交通局への申請は必要ありません。JVの場合も申請は必要ありません。

財政局	契約 監理 課	課長	係長	係員	電算入力日

上記のとおり届出があったので変更してよろしいか。

年 月 日

(あて先)
福岡市長
福岡市水道事業管理者
福岡市交通事業管理者

(届出人)
所在地：
商号又は名称：
代表者職・氏名
業者番号

印

競争入札参加資格辞退届

今後の競争入札（全部・一部）への参加を辞退したいので、有資格者名簿から削除していただきますよう届け出ます。

1 申請区分業種（入札参加を辞退する申請区分業種を記入してください。）

名簿区分	希望順位	申請区分業種
工事	1位	
	2位	
	3位	
委託	1位	
	2位	
	3位	
物品	1位	
	2位	
	3位	

2 辞退理由（該当する番号に○を付けてください。）

1. 地方自治法施行令第167条の4第1項の各号のいずれかに該当したため
2. 営業の全部又は一部を廃業したため
3. 「申請区分業種」に係る営業に必要な許可・免許・登録等を有しなくなったため
4. 今後の入札参加を希望しないため
5. その他

理由を記入してください。

財契監第 号
年 月 日

〇 〇 〇 〇 様
(業者番号:)

福 岡 市 長
福岡市水道事業管理者
福岡市交通事業管理者

競争入札参加資格の取消について

下記のとおり、福岡市競争入札参加資格審査申請等に関する要領第11条の規定に基づき、競争入札参加資格を取消し、令和〇〇・△△・□□年度競争入札有資格者名簿から削除したので通知します。

なお、取消をした日から3年を経過する（次回の定期（追加）申請受付）【※要領第11条第4項に規定する期間を記載すること。】までの期間、競争入札参加資格審査申請は受付できませんので申し添えます。

記

- 競争入札参加資格を取消した申請区分業種
- 取消した理由
- 取消年月日